

2009年10月14日

mail ニュース

No.55・通巻243

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合

発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

東京都人事委員会勧告に対するコメント

2009年10月13日

自治労連都庁職書記長 米山隆史

東京都人事委員会は、10月9日、都議会議長及び都知事に対して「職員の給与に関する報告（意見）と勧告」と「人事制度及び勤務時間制度に関する報告（意見）」を行いました。その内容は、例月給について人事院勧告（△863円△0.22%）を大きく上回る公民較差△1,468円△0.35%としています。特別給についても人事院同様の年間支給月数0.35ヶ月（再任用0.15ヶ月）の削減を勧告しました。結果、平均年間給与で17万6千円の減額となります。さらに、地域手当の支給割合の引き上げ（16%から17%）に伴う本給引き下げと合わせ、給料表の引き下げを平均1.2%とし、昨年同様、中高年齢層の引き下げを強める昇給カーブのフラット化（若年層0.0%～高年齢層1.5%）を推進しています。実施時期については、本年4月から「所要の調整」を3月の年度末手当としてしています。住宅手当については、人事院勧告で「持ち家手当」廃止を強行しましたが、人事委員会勧告は、「国の見直しを契機に、今後の制度のあり方を検討していく」として本年度の改定は行いませんでした。

また、勤務時間については、昨年（意見で）出された15分の短縮については、未実施にもかかわらず、一切触れられていません。

定年制問題では、人事委員会は国や他団体、民間の動向を注視し研究を進めるとしています。

非常勤職員問題では、昨年人事委員会が勧告したにもかかわらず、今年も一言も言及していません。

今回の人事委員会勧告は、人事院勧告に追従し労働基本権の代償機関としての役割を果たしていません。第三者としての独自性・中立性・客観性・科学性を放棄し、職員の労働条件向上を一切無視する不当な内容であり断固として認めるわけにはいきません。都人事委員会勧告の内容は、給与水準比較においても、100人未満の企業規模給与較差と1000人以上を比較しても1万8千以上の較差があります。また、国家公務員と都職員の給与較差は104.2で、民間賃金格差は国と東京都は121.4となっており、勧告について全く合理性がありません。さらに、民間給与では管理職の引き下げ幅が大きい報告（ベースダウンで一般従業員1.9%・管理職2.3%）がされているにもかかわらず、引き下げ幅の緩和を行う措置が講じられています。特別給においても、5月の国追随の異例な勧告により、0.2ヶ月削減（凍結）が行われ民間中小企業の夏季一時金妥結状況に波及し、作り出された結果といえます。期末・勤勉割合では、勤勉手当率の拡大により業績反映の割合を高める内容が勧告されています。さらに、年度末手当を廃止し、6月と12月に期末手当として振り分ける勧告がされています。

不況が続く中、内需拡大による経済回復が望まれる状況で、今年の勧告は、都職員だけでなく、関連労働者や民間労働者の賃金相場に波及する内容です。

自治労連都庁職は、給与構造改悪に反対し、都職員の切実な要求「労働時間短縮・福祉関連要求実現・現業任用制度改善」など都労連・都庁職に結集し、組合員の団結のもとに全力を挙げ闘う決意です。

以上